

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

(平成13年 8月22日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が自宅において転倒等により要介護・要支援状態にならないために、住宅改修工事を実施する者に対し、その改修に要する経費を助成することにより要介護・要支援状態に陥ることを予防し、もって自立した在宅生活の継続を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、在宅の65歳以上の高齢者（要介護及び要支援の認定を受けている者を除く。以下「申請者」という。）で、次に定める要件を満たしているものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 市民税が課税されていない、又は市民税が均等割のみ課税されていること。
- (3) 固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 申請者が属する世帯（助成対象となる住宅に居住する者を含む。）の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）の年間所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第28号）の児童手当における児童手当所得制限限度額以下であること。
- (5) 申請者が属する世帯の生計中心者が市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料を滞納していないこと。

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、申請者が現に居住する住宅（貸借関係にある住宅又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による住宅改修の給付を受け、若しくは給付の申請をしている住宅を除く。）の次に掲げる改修工事（自ら材料を購入して住宅の改修工事を行った場合を含む。）とする。ただし、この要綱による助成は、当該住宅につき1回限りとする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替
- (5) 洋式便器等への取替
- (6) その他前各号に付帯して必要となる改修工事

(助成額)

第4条 助成金は、予算の範囲内で交付するものとし、次の各号のいずれかに該当するものの額とする。

- (1) 申請者及び世帯員全員が市民税非課税の場合は、対象経費の10分の9以内の額とし、18万円を限度とする。
- (2) 申請者が市民税非課税で世帯員が市民税課税の場合は、対象経費の10分の5以内の額とし、10万円を限度とする。
- (3) 申請者が市民税課税の場合は、対象経費の10分の4以内の額とし、8万円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする高齢者は、改修工事着手前に郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

い。

- (1) 住宅改修工事平面図
- (2) 住宅改修工事見積書又は購入予定材料の見積書（2社以上の見積書）
- (3) 改修前の住宅状況を示す写真
- (4) 相談員の意見書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認めた書類
（改修工事の認定及び却下）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、その結果を郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業認定（却下）通知書（第3号様式。以下「認定等通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 申請に対する決定は、申請のあった日から30日以内に行わなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、決定を延期することができる。この場合、申請のあった日から起算して30日以内に、決定するためになお、必要な期間とその理由を通知する。
（改修工事の変更申請）

第7条 申請者は、申請した内容について、次に掲げる変更が生じた場合は、郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 工事内容の変更
- (2) 見積書の変更
- (3) 見積書の変更に伴う工事施工業者の変更
（変更の認定及び却下）

第8条 市長は、前条に規定する変更申請があったときは、内容を審査し、その結果を郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業変更認定（却下）通知書（第5号様式）により、変更申請者に通知するものとする。

- 2 変更申請に対する決定は、変更申請のあった日から30日以内に行わなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、決定を延期することができる。この場合、変更申請のあった日から起算して30日以内に、決定するためになお、必要な期間とその理由を通知する。
（改修工事の完了届）

第9条 申請者は、認定等通知を受けてから3か月以内に改修工事を完了し、改修工事完了後、改修工事完了を示す写真及び改修工事のために支払った経費に係る領収書を添付し、速やかに郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業完了届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成額の決定等）

第10条 市長は、前条の完了届の提出があったときは、その内容を審査し、助成額を決定する。

- 2 助成額の決定に際しては、職員による現地確認を行い申請時に提出された第2号様式に、その内容を記載しなければならない。なお、やむを得ない事由があるときは、相談員による現地確認を行えるものとする。
- 3 市長は、助成額を決定したときは、郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業助成額決定通知書（第7号様式）により通知するとともに、完了届を受理した日の属する月の翌月の末日までに指定された口座等に助成額を支払うものとする。

（台帳の整備）

第11条 市長は、郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業に関する状況を把握するため、郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業台帳を整備しておかなければならない。

(助成の返還)

第12条 市長は、不正の手段により助成を受けた者があるときは、期間を定めて、当該助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱の規定により、申請している者に対する助成の基準については、改正後の郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置

1 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

No.

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業申請書

年 月 日

郡山市長

申請人 住所
(対象高齢者) 氏名 ㊟
電話

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の助成を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

家族の状況	氏名	生年月日	続柄	職業 (勤務先)	市税等の閲覧及び納付状況の確認に同意します。		
			対象高齢者		氏名自筆	印	
申請理由							
工事住宅所在地							
工事箇所				添付書類	(1) 住宅改修工事平面図（現在のものと完成予定のもの） (2) 住宅改修工事見積書又は購入予定材料の見積書（同一内容で2社分） (3) 改修前の住宅状況を示す写真 (4) 相談員の意見書		
工事見積額				円			
完成予定月日				※3ヶ月以内に完成すること。			

この申請書に、添付書類を添えて、郡山市健康長寿課に提出してください。
認可決定前に工事着手した場合には、助成の対象となりませんので注意してください。

住 宅 改 修 意 見 書

No.	
-----	--

対象者の氏名・年齢		年 月 日生	歳
改修住宅所在地		電 話	
介護保険対象の有無	有 ・ 無	過去の改修工事についての状況（有 ・ 無）	
改修工事場所 及び工事種別	改修場所	該当 に○	完了の状況に ついて適・否
(工事種別) (1) 手すり取付 (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び 移動の円滑化等 のための床材の 変更 (4) 引き戸等への扉 の取替 (5) 洋式便座等への 便器の取替 (6) その他前各号に 付帯して必要と なる改修工事	専用居室		適・否
	浴室		適・否
	便 所		適・否
	玄 関		適・否
	洗面所		適・否
	階 段		適・否
	台 所		適・否
	そ の 他		適・否
住宅改修が 必要な理由			
調査員氏名	調査員氏名 (年 月 日調査)		

住宅改修完了後の 調査状況について			
	調査員氏名 (年 月 日調査)		
	係長		担当

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業認定（却下）通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで申請のありました郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象 高齢者	住所	
	氏名	
対象工事住宅所在地		
対象工事箇所		
改修工事費		円（業者見積額）
決定区分		<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 却下
助成限度額		円
申請を却下する理由		

※改修工事終了後、速やかに高齢者にやさしい住まいづくり助成事業完了届を提出してください。

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業変更申請書

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

⑩

電話

年 月 日付けで申請した郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の内容を、下記のとおり変更したいので関係書類を添えて届出します。

記

変更理由		
工事場所	変更前	変更後
見積額	円	円
その他		
添付書類	(1) 変更後の住宅改修工事平面図 (2) 変更後の住宅改修工事見積書又は購入予定材料の見積書 (3) その他変更に関する書類	

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業変更認定（却下）通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで変更申請のありました郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更申請に対する決定区分	<input type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 却下
<input type="checkbox"/> 認定した事由		
変更事由		
工事場所	変更前	変更後
見積額	円	円
その他		
<input type="checkbox"/> 却下の理由		

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業完了届

年 月 日

郡山市長

申請人 住所

氏名

印

電話

先に認定を受けた住宅の改修工事が完了しましたので、下記の書類を添えて提出します。
 なお、郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の助成額決定の際は、下記の支払方法によりお願いします。

記

1 工事完了日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 改修後の住宅を示す写真
- (2) 改修工事のために支払った領収書

3 支払方法

口座払

現金払

(フリガナ)							
口座名義人							
金融機関名	農協・信用組合 銀行・信用金庫					支店	
預金の種類	普通（総合）・当座	口座番号					

【完了届についての注意】

- (1) 申請書及び完了届は、同じ氏名で届けてください。
- (2) 申請書及び完了届は、同じ印鑑を使用してください。
- (3) 指定口座名義人も申請者と同じであること。しかし、口座名義人が違う場合は、委任状を添付してください。
- (4) 認定等通知を受けてから3か月以内に工事を完了してください。

郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業助成額決定通知書

年 月 日

様

郡山市長



完了届に基づく、郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の助成額について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象 高齢者	住所	
	氏名	
対象工事住宅所在地		
対象工事箇所		
改修工事助成決定額		円
改修工事費		円
支払方法		<input type="checkbox"/> 口座払 <input type="checkbox"/> 現金払
支払日		